

美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴者（以下「軽度・中等度難聴者」という。）に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、日常生活への支障及び経済的負担の軽減を図り、もって軽度・中等度難聴者の福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する18歳以上の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 医師に補聴器の装用が特に必要と判断された者であること。
- (4) 町税及び公金の滞納がない者であること。
- (5) 当該助成金を含む補聴器購入に係る町助成金の交付を5年間受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳において助成対象者の属する世帯の中に町民税所得割が46万円以上課税されている者がいる場合は助成対象者とししない。

3 生活保護受給世帯は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による対応を優先するものとする。

4 助成を受けようとする者が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。

(助成対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器は、管理医療機器として認定された製品で、認定補聴器技能者が調整し適合状態が確認された補聴器に限る。

(助成額)

第4条 助成額は、補聴器購入費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補聴器購入費には、補聴器本体のほか付属品を含むものとする。ただし、修理、部品交換及び調整等の費用は含まないものとする。

(助成の申請)

第5条 補聴器購入費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により都道府県知事の定める医師が作成した医学的判定意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

(2) 前号の意見書及び日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の委嘱を受けた補聴器相談医が作成した情報提供書の処方に基づき、補聴器販売事業者（以下「販売事業者」という。）が作成した補聴器の見積書

(3) その他町長が特に必要と認める書類

2 再度の補聴器購入費の助成にかかる前項の申請は、前回の助成金が交付された日から起算して5年を経過するまでの間に行うことができない。

ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(調査)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書（様式第3号）を作成し助成の可否を決定するものとする。

(助成の決定)

第7条 町長は、申請内容を審査の上、助成の決定をした場合に

っては、申請者に美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成決定通知書（様式第4号）及び美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費支給券（様式第5号。以下「支給券」という。）を交付し、却下の決定をした場合にあつては、美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成却下通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（補聴器の購入）

第8条 前条の規定により補聴器購入費の助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、次に掲げる書類を第5条第1項第2号の見積書を作成した販売事業者に提出し、補聴器を購入するものとする。

この場合において、当該助成決定者は、助成金の請求及び受領について、当該販売事業者に委任するものとし、当該補聴器の見積額から助成額を差し引いた額で補聴器を購入するものとする。

（1）前条の規定により交付された支給券

（2）委任状欄に必要事項を記入した美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）

（助成金の代理受領等）

第9条 前条の委任を受けることができる販売事業者は、美郷町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年美郷町告示第89号）に基づき登録された事業者とする。

（助成金の請求）

第10条 補聴器を販売した販売事業者は、第8条の規定により受領した請求書及び支給券を町長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（台帳の整備）

第11条 町長は、補聴器購入費の支給に当たって、美郷町軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（助成金の返還）

第12条 町長は、申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めのないものについては、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（令和4年3月31日障発0331第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「補装具費事務取扱指針」に準ずるものとする。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。